

後期高齢者医療係 からのお知らせ



8月から被保険者証が変わります！

新しい被保険証の有効期限

令和6年7月31日

8月からは医療機関の窓口で新しい被保険者証を見せてください。

新しい被保険者証は、保険料の未納のない方に、7月中旬頃から簡易書留で郵送します。事前に窓口での受け取りを申請されている方は、7月31日までに本庁舎東棟1階または各出張所窓口で被保険者証を切り替えてください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和6年 7月 31日
交付年月日	令和5年 8月 1日
被保険者番号	12345678
住所	うるま市石川石崎1-1
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 20年 4月 1日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
有効期日	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 2 1 3 9 沖縄県後期高齢者医療広域連合 沖縄県後期高齢者医療広域連合印

7月から後期高齢者医療保険料の納付が始まります。

令和5年度後期高齢者医療保険料の納付通知書を7月中旬頃に郵送します。

保険料の納付方法については、以下の3つとなります。

- (1)納付書払いの方…同封する納付書にて最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、スマホアプリ決済(LINEPay請求書支払い・PayPay)で期限内に保険料を納めてください。
- (2)口座振替となる方…各納期月の末日(全納対象者は7月末日)に、登録されている口座から保険料が引き落とされます。(末日が休日にあたる場合は金融機関の翌営業日となります。)
- (3)特別徴収(年金天引き)となる方…ハガキタイプで「保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。

特別徴収の納付額を平準化します。～年間を通じてできるだけ均等な額になるように～

保険料の特別徴収(年金天引き)は、収入の変動などがあると年6回ある納期の仮徴収額(4・6・8月)と本徴収額(10・12・2月)で、大きな差が生じる場合があります。その差を是正するため、年間を通じてできるだけ均等な額となるように8月の徴収額を変更します。

入院などで医療費が高額になる方へ

申請により、入院時や高額な外来診療を受ける際に、医療費の限度額を下げるための「限度額適用・標準負担減額証、限度額適用認定証(以下、認定証という)」を発行することができます。医療機関の窓口で認定証を事前に提示すると、お支払い(自己負担額)を認定証に応じた限度額までにとどめることができます。

認定証の交付を受けられる対象かどうかはお電話でも確認できますので、来庁前に下記の連絡先までお問い合わせください。また、制度の内容についての詳しい説明は、被保険者証に同封する「後期高齢者医療制度のごあんない」に掲載していますのでご確認ください。

～過去に「減額認定証」・「限度額認定証」を取得したことがある方～

引き続き認定証の該当がある方は、被保険者証に同封してお送りしますのでご確認ください。